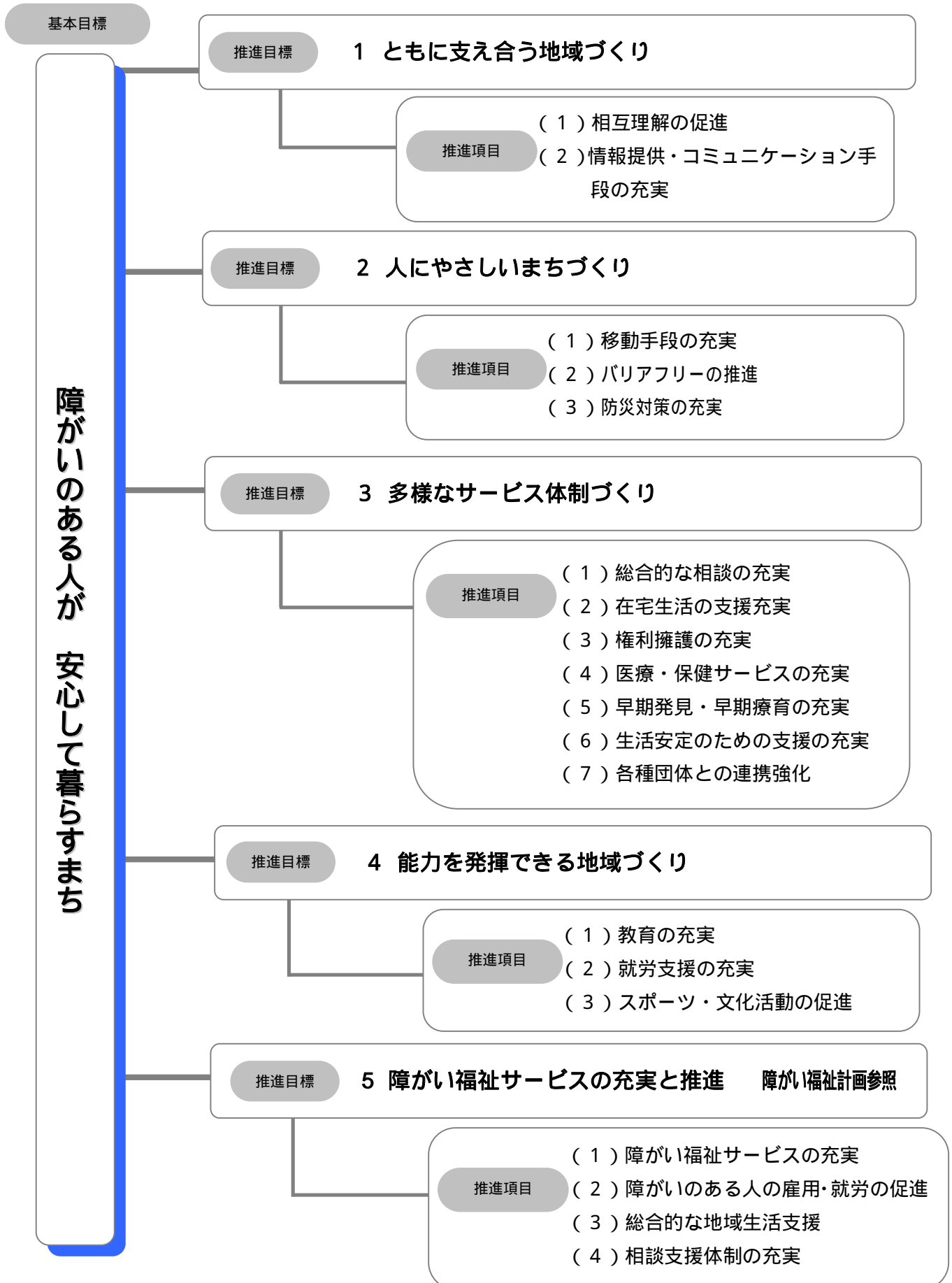


### 3 . 障がい者基本計画

# 障がい者基本計画 体系図



# 1 とともに支え合う地域づくり

## (1) 相互理解の促進

### 現状と課題

---

障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができる社会にするためには、障がいのある人についての正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

今後は、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいのある人に対する理解の促進と啓発活動の推進が必要です。

### 推進の方向

---

#### 障がいに関する理解促進

##### ・学習機会の拡充

現在、手話教室や小中学校で車いす体験等を行っていますが、今後とも障がいのある人々の立場や気持ちの理解を深めるため、地域、職場等において車いす体験や講習の実施などを働きかけるとともに、必要な用具・教材の貸し出しなどの支援を行います。

##### ・「障がい者週間」の事業拡充

現在12月上旬の「障がい者週間」に、障がいのある人々の自立と社会参加への意欲及び障がい者問題に対する理解と認識を一層高めるため、篠山市人権・同和教育研究協議会等とともにやっているチラシの配布を行い、理解向上のためのイベント等を拡充します。

##### ・障がいに関する講座の拡充

これまで「障がい者の人権を考えるつどい」「精神保健ボランティア講座」等、障がいに関する理解を深めるための活動をしてきました。今後も障がいに関する正しい知識・理解を広めるため、市民を対象とした講座を拡充します。また、講座運営については、障がい者団体等と連携して推進します。

##### ・教材等の作成・提供

障がいに関する理解を深めるための教材等を障がい者団体等と協力して作成し、必要な人々や機関に提供します。

### 啓発活動の充実

- ・切符購入時等の“ちょっとした手伝い”をはじめ、障がいのある人のための駐車スペースの確保、不法駐車等、障がいのある人を支援する活動の拡充を目指し、啓発活動を充実します。また、障がい者団体等と連携して、毎年12月初旬に実施している啓発チラシ配布のほか、新たな啓発方法及び評価方法を検討し実践します。

### 地域での交流促進

- ・交流の場づくり  
これまで毎年12月のふれあいクリスマス等の活動を実施していますが、今後とも障がいのある人や誰もがいつでもつどい、交流できる場づくりを進めます。
- ・地域行事の改善  
地域行事（祭り、運動会等）に障がいのある人が参加しやすくなるように、主催者に研修や啓発をします。

### 市民参加事業を通じた交流促進

- ・これまで障がい者スポーツ大会、車いすマラソン大会、グラウンドゴルフ大会、障がい者作品展等の障がい者参加事業を実施していますが、今後は市民講座やスポーツ大会等、市民参加型の事業に障がいのある人が参加しやすくなるように内容を検討していきます。

### 学校教育における障がいに関する理解の促進

- ・学校教育において、障がいのある児童を交えた運動会等の交流活動や、車いす体験・手話通訳、障がい者疑似体験等を実施していますが、このような取り組みを通じて、子どもたちが障がいに関する正しい理解と認識を深めるため、障がいのある人との交流を拡充します。



## (2) 情報提供・コミュニケーション手段の充実

### 現状と課題

---

私たちが豊かな生活を送るためには「情報」や「コミュニケーション」は欠かすことができません。そして個々の障がいにあった情報収集手段の確保が必要です。様々な情報の提供・共有に努め、障がいのある人が福祉サービス等をスムーズに利用できるようにするとともに、多角的で効果的な情報提供活動により、幅広い市民の参加を呼びかけ、誰もが参加できるまちづくりを推進していく必要があります。

### 推進の方向

---

#### 利用者の立場に立った情報提供

- ・障がいのある人が情報を入手する手段として「市の広報紙」がありますが、内容をさらに充実させ、様々な障がいに合った障がい福祉サービスや障がい者団体・関係機関の情報を整理して、障がいのある人一人ひとりに分かりやすい情報を提供できるように努めます。また、バリアフリーマップ等の最新情報を提供できるように努めます。

#### 各種情報の普及

- ・障がいのある人を支える関係者への情報提供の充実  
障がいのある人に対して的確な情報が届くように、保護者、介護者、障がい者団体、医療機関、学校、自治会等への情報提供を充実します。
- ・新たな普及方法の実施  
障がいのある人が必要な情報を入手できる方法を、関係機関・団体等とともに検討し、実施します。

#### コミュニケーション支援事業の推進

- ・障害者自立支援法における地域生活支援事業として、聴覚、視覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳・音訳等による支援事業等を行います。

## 通訳者等養成講座の拡充・派遣制度の充実

### ・通訳者・ボランティア等の養成拡充

手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座、点訳奉仕員養成講座等の開催を支援し、耳や目が不自由な人等が円滑な意思疎通に必要な手話通訳者や要約筆記者、朗読・点訳ボランティアを養成します。あわせて、障がいに関する理解向上に努めます。

### ・派遣制度の情報提供の充実

手話通訳者・要約筆記者派遣制度及び点訳・朗読ボランティアの周知を広めるため、丹波地域を活動地域とする「丹波青い鳥学級」（視覚障がい者対象）や「丹波くすのき学級」（聴覚・言語障がい者対象）をはじめ、関係団体・機関等と連携して、情報提供に努めます。

## 情報通信技術の活用

### ・パソコン講習の充実

パソコン等による通信ができるように、障がいに合ったパソコン講習の充実に努めます。

### ・窓口への障がい者対応端末の設置

目が不自由な人等が窓口での手続きが容易となるように、障がい者対応の端末システム（機）の設置について検討します。

### ・障がいに応じた情報をインターネットで提供

市のホームページの内容を、読み取りソフトを通じて音声で提供します。



## 2 人にやさしいまちづくり

### (1) 移動手段の充実

#### 現状と課題

---

障がいのある人の社会参加を支援するため、障がいのある人の外出や移動の支援を目的とした障がい福祉サービスの充実を図る必要があります。

屋外への移動支援をはじめ、公共交通機関や福祉タクシー等の利便性向上に向けてさらなる基盤整備が必要です。

#### 推進の方向

---

##### 移動支援事業の推進

- ・ 障害者自立支援法における地域生活支援事業として、障がいのある人等が円滑に外出することができるよう、屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

##### 行動援護の推進

- ・ 障害者自立支援法における介護給付事業として、自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

##### 同行援護の推進

- ・ 障害者自立支援法における介護給付事業として、視覚に障がいのある人が、移動時及び外出時において、必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排泄・食事などの介護その他外出する際に必要な支援を行います。

##### 交通施設のバリアフリー化

- ・ 誘導装置の整備

点字ブロック等の誘導装置については、兵庫県にも要請し、障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての人が安全に通行できるよう、随時整備を進めます。

- ・ 障がい者対応信号機の充実

交差点等を安全に通行できるように、音声案内や青信号を通常の状態よりも長くする「歩行者等支援情報システム」等の整備を働きかけます。

- ・ 低床型バスの充実

バス運行会社に低床型バスの導入促進を働きかけます。

- ・ 視覚・聴覚障がい者対策の充実

鉄道会社やバス会社に、視覚に障がいのある人が不便とならないように、時刻表や料金等の情報取得、切符購入、構内移動等に配慮した整備をすることを働きかけます。また、県と連携し、聴覚に障がいのある人が不便とならないように、バス内での停留所の案内等の文字表示を行う車両の増加を働きかけます。

- ・コミュニティバスの充実

現在走行しているコミュニティバスについて、利用しやすいように、時刻表や料金等に配慮した整備をすることに努めます。

- ・NPO法人等の移送の充実

障がいのある人の社会参加を促進するためには、家族に頼らず外出できる支援が必要なため、NPO法人等の移送について、導入や拡充を働きかけます。

### **補助犬の普及促進**

- ・身体障害者補助犬法に基づき、盲導犬、介助犬、聴導犬の普及を図るとともに、市民の理解を高め、同伴利用のための諸条件の整備に努めます。

### **自動車運転免許取得・改造助成事業**

- ・障害者自立支援法における地域生活支援事業として、障がいのある人が自動車運転免許を取得する場合及び自動車を改造する場合に費用を助成します。

### **減免・割引制度等の普及促進と拡充**

- ・自動車税の減免制度の普及促進

自動車・軽自動車税の減免制度の普及促進に努めます。

- ・各種割引制度の普及促進と拡充

身体障害者手帳あるいは療育手帳を所持している人に行われている鉄道・バス・航空・船舶運賃割引制度や身体に障がいのある人本人、また身体に重度の障がいのある人及び知的に障がいのある人の介護者が運転する場合の有料道路通行料割引制度の普及促進に努めます。また、精神障害者保健福祉手帳を所持している人にも助成できるような制度の拡充を全国市町村会を通じて働きかけます。

- ・駐車禁止除外指定車標章の交付

身体に障がいのある人及び知的に重度の障がいのある人が使用する自動車に駐車禁止除外指定車標章を交付します。



## (2) バリアフリーの推進

### 現状と課題

---

障がいのある人や高齢者、外国人等、すべての人が安心して生活し、地域での活動や社会参加できるようユニバーサルデザインの理念に基づいた公共施設、交通機関、住宅のバリアフリー化等、誰もが暮らしやすく活動できる「まちづくり」の推進が求められています。

### 推進の方向

---

#### まちのバリアフリー

- ・福祉のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も誰もが利用できるよう、道路・駅・公共施設等の段差解消やエレベーター・トイレ等の調査を行い整備に努めます。

- ・歩道等の整備充実

交通量の多い幹線道路を中心に、車いすでも安心して通れる歩道や分かりやすい標識の整備に努めます。

- ・民間住宅・店舗のバリアフリー促進

マンション一戸建て住宅や店舗のバリアフリーを促進するため、建築主等にバリアフリーに配慮した施設整備を働きかけます。

また、兵庫県の指定を受けたユニバーサルモデル地区内の商店や中小企業等には、民間施設改修費補助金により、バリアフリー化の促進を働きかけます。

#### 住まいのバリアフリー

- ・障がいのある人々が住み慣れた住宅で安心して自立した生活が送れるように、既存住宅の改造に要する経費を助成する住宅改造費助成事業の普及に努めます。

#### こころのバリアフリー

- ・県が推進しているユニバーサル社会づくりにおいて、ハード面だけの取り組みではなく、誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりがもてる力を発揮して元気に生活できるバリアフリー化の普及に努めます。

### (3) 防災対策の充実

#### 現状と課題

---

障がいのある人等は、災害時に一人で避難できなかったり、避難所での生活が困難であるなどの様々な問題があるため、安全を確保するための取り組みが必要となっています。

障がいのある人や高齢者等の要援護者から提出いただいた災害時要援護者台帳を整備し、自治会等に配布し、災害時の安否確認や避難誘導に活用するなど、災害時要援護者の支援体制の構築への取り組みを進めます。

#### 推進の方向

---

##### 災害時要援護者対策

- ・ 避難場所の周知

障がいのある人の災害時の避難場所について、さらに周知徹底を図ります。

- ・ 誘導ボランティアの充実

地域の自主防災組織等を中心とした関係者との情報交換に努め、障がいのある人等を避難所へ誘導するボランティアの拡充などに努めます。

- ・ 災害時要援護者の迅速な把握

被災時にその周辺の災害時要援護者の存在を把握するため、日常的に民生委員児童委員等関係者との連絡を取り合い、要援護者支援マニュアル・災害マップを作成し、効果的な対応が可能になるよう努めます。また、聴覚に障がいのある人には、携帯メールやファックス等の緊急情報の充実に努めます。

- ・ 自主防災組織の充実

災害時要援護者を救出できるように、地域の自主防災組織と連携をとりながら、地域の障がいのある人々と交流するように働きかけます。

- ・ 防災訓練の充実

各地域での防災訓練に障がいのある人が参加できるように、主催者へ情報を提供します。

### 3 多様なサービス体制づくり

#### (1) 総合的な相談の充実

##### 現状と課題

---

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題についての相談が身近なところで受けられることは、地域生活を支援する上でも大変重要です。

現在、福祉事務所と3つの相談支援事業所で、障がいのある人の相談を受けています。

今後、法改正による対象者拡大や地域相談支援の創設に向けて、基幹相談支援センターの設置や相談体制の強化が課題となっています。

##### 推進の方向

---

#### 相談体制の充実

##### ・相談体制の充実

障がいのある人が障がいの種類や程度に関わらず地域で安心して暮らせるよう、いつでも気軽に身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けることができる体制を整備するため、関係機関との連携を強化し、総合的、横断的な体制のしくみづくりを進めます。

本市では平成23年7月に、何でも相談できる窓口として「ふくし総合相談窓口」を新設しました。福祉事務所を中心とした相談体制をさらに充実させ、基幹相談支援センターの設置については、民間委託等も考慮しながら相談体制の強化を図ります。

#### 篠山市地域自立支援協議会

- ・障がいのある人が、地域において、自立した日常生活または社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談体制の構築を図ります。地域の実情に応じ、中立・公正な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、自立支援協議会で障がいのある人の抱える様々なニーズに対応するため保健福祉・医療・教育・雇用の関連する分野の多様な支援や意見を聴きながら専門部会（こども部会、せいかつ部会、しごと部会、精神保健福祉部会）を中心に、一体的かつ継続的に実施します。

## (2) 在宅生活の支援充実

### 現状と課題

---

障がいの有無に関わらず、地域において自立した生活ができるように社会環境を整備していくことが求められています。

そのため、在宅での生活を支える訪問系サービスや日常生活能力の向上を図るための訓練、就労のための訓練や支援など個々の能力に対応した日中活動系サービスの充実を図ることが大切です。

サービス提供体制の整備状況の把握に努めるとともに、一人ひとりのニーズを集約し、実態にあったサービスの提供を行う観点から、サービス需要に応じたサービス量と質の確保が必要です。

### 推進の方向

---

#### 自立支援給付事業の充実

- ・身体に障がいのある人、知的に障がいのある人、精神に障がいのある人や障がいのある児童及びその家族が地域で安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援などの訪問系サービス、療養介護、生活介護、自立訓練などの日中活動系サービスの充実に取り組むとともに、サービスの質の向上が図られるよう事業者に対する支援に取り組みます。また、補装具の購入や修理の希望者に補装具費及び修理費用を支給します。

#### 日常生活用具給付等事業

- ・重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り社会参加や自立への援助を行います。

#### 地域活動支援センター事業

- ・障がいのある人が地域活動支援センター等の施設に通所することにより、創作的活動または生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進や援助を行います。

#### その他事業

- ・日中一時支援事業、奉仕員養成研修事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、本人活動支援事業、福祉機器リサイクル事業等、障がいのある人の日中活動の場を提供する事業、障がいのある人の家族または介護する人の就労支援・一時的な休息のための支援を目的とした事業を行います。

### 声かけサービスの充実

- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員、民生委員児童委員、自治会、愛育会、ボランティア団体等と連携して、ひとり暮らしで障がいのある人々を中心に声かけサービスを充実します。

### 共同生活援助（グループホーム）の整備

- ・障害者自立支援法における訓練等給付事業として、障がいのある人が身近な地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、グループホームの整備を支援します。

### 共同生活介護（ケアホーム）の整備

- ・障害者自立支援法における介護給付事業として、介護を要する重度の障がいのある人が地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、ケアホームの整備を支援します。

### 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア）

- ・障害者自立支援法における介護給付事業として、障害者支援施設において、日中は地域と交わる場として日中活動系サービスを提供して居住の場として入浴、排泄、食事の介護などを支援します。



### (3) 権利擁護の充実

#### 現状と課題

---

市では高齢者等の権利を守り、安心して地域で生活できるよう「権利擁護委員会」を立ち上げています。障がいのある人の権利擁護についてもこの委員会で検討しており、虐待の早期発見・未然防止、成年後見制度の普及、ネットワーク支援体制づくり等、権利擁護全般について取り組んでいますが、まだ十分普及していない状況にあります。

平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月からの法律の円滑な施行に向けて障がい者虐待防止のための体制整備を図っていくことが課題となっています。

#### 推進の方向

---

##### **相談・支援体制の整備**

- ・障がいのある人の権利擁護の相談に対して「ふくし総合相談窓口」を設置して、電話や訪問による相談にも対応している体制を広く市民に周知を図っていきます。
- ・権利擁護専門相談会を開催し、専門家によるアドバイスを受ける機会を提供します。
- ・権利擁護を推進する連携体制を構築し、今後、市の虐待防止センターの設置に向け検討します。

##### **成年後見制度等の普及促進**

- ・意思決定が困難な人の権利擁護のための「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」について、市長申し立て制度や利用支援事業等、制度の周知を図り、今後、両制度の普及促進を図っていきます。
- ・市民の立場を活かして、権利擁護活動を行う「市民後見人」や「見守りサポーター（ボランティア）」の養成や活動の支援を行います。

## (4) 医療・保健サービスの充実

### 現状と課題

---

重度障害者医療費制度や自立支援医療費制度等、福祉医療制度の周知徹底を図ることにより、経済的な負担軽減と障がいを予防・発見・治療に取り組むことが安定した生活を送ることへの一歩と考えます。

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の連携したサービスを提供していく必要があります。

また、精神に障がいのある人に必要な制度・サービスとして「通院費の負担を軽くする制度」「調子が急に悪くなったときに対応してくれる病院」「入院費の負担を軽くする制度」等のニーズがありますが、市内には精神科の入院できる病院がないのが現状です。

### 推進の方向

---

#### 医療制度等の充実

- ・障がいのある人の生活の安定を図り、適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療（旧更生医療、旧育成医療、旧精神通院医療）や福祉医療制度の充実に努めます。
- ・精神に障がいのある人に対応できる医療体制の整備と医療費の負担軽減策の充実に努めます。
- ・本市には精神科の病院等がないため、発達障がい等の専門知識をもつ医師との連携や専門相談のできる体制の充実に努めます。

#### 各種健診サービスの充実

- ・各種健診への障がいのある人々の受診率を高めるため、情報提供や健診場所の充実に努めます。

#### 医療的リハビリテーションの充実

- ・地域でサービスを受けながら生活を継続する事ができるよう、リハビリ機能をもつ医療機関と連携を図ります。

## (5) 早期発見・早期療育の充実

### 現状と課題

---

障がいのある子どもがそれぞれの個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、障がいの早期発見・早期療育から、一人ひとりの特性に応じた一貫した療育・教育体制を整えることが大切です。

また、障がいの早期発見・早期療育体制に関する啓発を行うとともに、保護者等の不安を解消するための相談・支援体制のさらなる充実も大切です。

そのために、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と密に連携をしながら療育体制整備に努める必要があります。

### 推進の方向

---

#### 相談体制の充実

- ・ 社会情勢の変動に伴って増加する相談ケースの多様化・複雑化に対応するため、ケアマネジメントを行う総合相談窓口の明確化を図ります。
- ・ 発達の遅れや障がいの疑われる乳幼児に対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。また、適切な相談指導が行えるよう、乳幼児期以降についてもサポートファイルを活用し、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。

#### 障がい児保育事業の推進

- ・ 障がいのある児童の地域生活を支援するため、集団保育を通じて、発達促進を行います。
- ・ 認定こども園・保育園への障がいのある児童の受け入れに対応するため、施設整備を進めます。
- ・ 軽度発達障がいのある児童を含めた障がいのある児童を受け入れた公立保育園においては、クラスごとに必要な保育士を配置します。
- ・ 軽度発達障がいのある児童を含めた障がい児保育事業を実施する私立保育園に対して、障がい児担当保育士の配置のための助成をします。

#### 幼稚園制度の改善

- ・ 身近な幼稚園において、障がいのある児童の受け入れを充実させるとともに、受け入れた場合の職員等の配置や補助基準等の改善を働きかけます。



## 療育体制の充実

- ・児童発達支援の充実

障がいのある乳幼児が早期段階から障がいや発達の状況に応じた療育指導が受けられるよう指導体制・指導内容の充実を図ります。

- ・健康管理等に関する支援の充実

障がいのある乳幼児の健康の保持・増進のため、関係機関との連携のもと、栄養相談・健康相談・歯科相談等の各種相談体制の充実を図ります。

- ・職員研修の充実

保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等、療育指導に関わる専門職員の専門知識と技術の向上を図るため、各種研修を充実します。

- ・発達障がい児等への支援

発達障がいのある児童等の状況について、適切な対応を行うため情報を共有し、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」において発達障がい児等支援連絡会議を随時開催し、保健・福祉・教育などの関係部局の連携強化を図り、早期発見、早期対応、及び発達障がいのある児童等への理解の促進、生活全般にわたる支援の促進に努めます。



## (6) 生活安定のための支援の充実

### 現状と課題

---

障がいのある人が地域社会のなかで自立した生活を営んでいくためには、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各種手当は、障がいのある人やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

これらの手当や年金制度の有効利用を促進するため、積極的な広報・相談活動を展開し、周知徹底を図る必要があります。

### 推進の方向

---

#### 既存助成制度の継続

- ・現在、重度心身障害者（児）介護手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害基礎年金、特別障害給付金、重度心身障害児扶養手当、心身障害児就学及び職業訓練等奨励金、無年金外国籍障害者等福祉給付金事業等の手当・年金等の支給を行っており、今後もこれらの手当・年金等の支給を継続します。



## (7) 各種団体との連携強化

### 現状と課題

---

障がいのある人にとって正しい理解を深めるため、また、障がいのある人の社会参加を促進するための支援として各種団体やボランティア等の存在は大きいものがあります。このことから各種団体やボランティアの活動を充実させるため、各種団体等の自主性や自立性を尊重しつつ、各種団体等の育成支援を図るとともに、活動に参加しやすい環境整備に努める必要があります。

### 推進の方向

---

#### **ボランティア団体の育成**

- ・手話や朗読などのボランティア活動に対する市民の理解を深めるとともに、技術取得のための研修会の充実に努め、ボランティア団体等の育成を図ります。

#### **交流会の開催**

- ・各種福祉サービスの提供にあたって、障がい者団体・ボランティア団体・NPOとの連携を深めるため、社会福祉協議会が開催するボランティア養成講座を支援します。

#### **活動の場づくり**

- ・障がいのある人々を支える団体等が活動する場として、既存施設等を有効的に活用して提供するように検討します。

#### **障がい者団体への支援**

- ・障がい者団体への支援と情報提供に努めます。

#### **障がい者団体との連携**

- ・障がい者団体は障がい別に組織され、自主的に活動していますが、これらの各種障がい者団体の健全育成と活性化を促進します。また、障害福祉事業所連絡協議会を通じて、NPO法人等の事業所間の連携強化を図ります。

## 4 能力を発揮できる地域づくり

### (1) 教育の充実

#### 現状と課題

---

障がいのある児童に対する教育は、可能性を最大限に引き出し、個性や能力を伸ばしていく適切な教育が求められてきました。その一方で、通常の学級に在籍しているLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等により学習や生活について特別な支援を必要とする子どもへの教育的対応について、従来の特殊教育（障がい児教育）から、さらに支援の対象を広げた特別支援教育への転換を図り、自立と社会参加に向けた取り組みを進めます。

#### 推進の方向

---

##### 特別支援教育の推進

- ・障がいのある児童生徒の自立と社会参加・参画を見通した取り組みの推進に向けサポートファイルを活用し、関係行政機関の相互連携を図ります。

##### 交流活動の充実

- ・特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒と小中学校及び高等学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習の一層の充実を図ります。また、地域活動への参加を促進します。

##### 施設整備の充実

- ・障がいのある児童が利用しやすいように、特別支援学級を設置している学校を中心に、必要な施設整備を順次充実します。

##### 特別支援学校の充実

- ・篠山養護学校がセンター的機能を発揮できるよう設備等条件整備を行うとともに、障がいのある児童生徒の状況に応じた学級や教職員を配置するように県に働きかけます。

##### 小中学校の特別学級の充実

- ・特別支援学級の充実のため、設備等条件整備を行います。

### **特別支援教育支援員等の配置**

- ・ 学校生活を送る上で、支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、特別支援教育支援員等を配置していきます。また、障がいの多様化へ対応できるよう、特別支援教育支援員等の研修を実施します。

### **教職員への研修の充実**

- ・ 障がいの種別・程度に応じた適切な指導のために、教職員への研修を充実し資質の向上を図ります。

### **放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れの充実**

- ・ 障がいのある児童等の受け入れについては、施設整備とともに指導員の増員に努めます。

### **就学指導体制の充実**

- ・ 就学指導に際しては、児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するため、乳幼児健診・就学前健診や早期からの教育相談体制を整備していきます。
- ・ また、就学後においても継続した就学相談・指導の充実を図るとともに、自立と社会参加に向け関係機関との連携を実施します。

### **進路指導の充実**

- ・ 小中学校・特別支援学校において、自立と社会参加に向けた教育の充実を図ります。児童生徒の障がいの状態・特性に応じた適切な教育課程の編成を行うとともに、適正に応じた進路指導を充実します。

## (2) 就労支援の充実

### 現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、所得保障とともに、生きがいづくりとしての就労機会を確保することが重要な課題となっています。障がいのある人の雇用の状況については、身体に障がいのある人と比較して、知的に障がいのある人や精神に障がいのある人の就労は特に厳しい状況にあります。一般就労ができない知的に障がいのある人や精神に障がいのある人の多くは障がい福祉サービス事業所や地域活動支援センターで、働く場の提供や就労に向けての訓練を受けているのが現状です。そのようななかで、学校、公共職業安定所や丹波障害者就業・生活支援センター「ほっぷ」等の関係機関や民間企業とも連携しながら、さらに事業主への理解促進を図っていく必要があります。

### 推進の方向

#### 就労支援体制の充実

- ・障がいのある人が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、適性や能力に応じた多様な就労の機会や場の確保が重要です。そのためには、一般就労へ円滑に移行できるように福祉施策と雇用施策の連携が必要です。公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関や「就労支援ネットワーク会議」等との連携により障がいのある人の雇用促進に努めるとともに、障害者自立支援法に基づく就労移行支援や就労継続支援等、多様な就労支援を推進します。また、丹波障害者就業・生活支援センター「ほっぷ」では、障がいがある人が地域で安心して働き暮らしていけるよう就職に関する相談や自立した日常生活に必要な支援を行います。
- ・就労が困難な障がいのある人に対しては、障害者自立支援法に基づく日中活動の場の確保に取り組みます。

#### 官公庁による雇用の充実

- ・障害者雇用促進法では、地方公共団体における身体・知的に障がいのある人の雇用率が2.1%、教育委員会では2.0%以上とすることが義務となっています。現在、本市の職員における障がいのある人の雇用率は3.04%（8名）、教育委員会では2.2%（4名）です。退職者、市及び教育委員会間の人事異動等により、一時的な雇用の低下がありますが、今後は市をはじめとする官公庁において、障がいのある人の計画的な雇用と働ける環境づくりに努めます。
- ・市役所内の軽作業を集約し、将来的にアウトソーシングを視野に入れた障がい者就労支援モデル事業を継続実施し、その実現を目指します。

### 助成制度の活用促進

- ・障害者雇用促進法では、民間での身体・知的に障がいのある人の雇用率が1.8%以上とすることが義務となっており、これを実現するように、企業に対して、障がいのある人の雇用に関する助成制度の情報提供に努めます。

### 企業への支援充実

- ・障がいのある人の雇用やそれに伴う環境づくりに関する企業への助成などの充実を働きかけます。

### 就労継続支援事業所・地域活動支援センターの福祉的就労に対する支援

- ・既設の就労継続支援事業所・地域活動支援センターの整備や運営の支援を行います。
- ・自主製品を市主催のイベントや大会等で積極的に活用し、障がいのある人の雇用促進を支援します。

### ジョブコーチ派遣制度の普及

- ・職場において、障がいのある人の就労を支援するジョブコーチを、企業が活用するように促進するため、ジョブコーチ派遣制度の普及を図ります。

### 就労の場の充実

- ・学校を卒業する障がいのある人が、就労先を幅広く選択できるように、民間企業に、職業訓練の実施、雇用、就労環境の改善を働きかけます。また、精神に障がいのある人が事業所に通い、実際の業務を行うことにより、社会的自立の促進と社会復帰の実現を図る社会訓練適応事業の充実に努めます。



### (3) スポーツ・文化活動の促進

#### 現状と課題

---

都市化等により地域との関係の希薄化が進み、地域との交流の機会が少ない障がいのある人やその家族が、地域のなかで孤立してしまうことがあります。

交流活動については、地域における障がいへの理解の促進、障がいのある人の生きがいつくり、地域の関係性による助け合い・支え合いの体制の構築など、様々な効果につながるため、重点的に取り組む課題となっています。

#### 推進の方向

---

##### 既存事業への障がいのある人の参加促進

- ・文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人が地域のなかで豊かな生活を送ることができるよう、事業内容や場所、情報交換等の充実に努め、積極的な社会参加を推進します。

スポーツ：兵庫県障害者スポーツ大会、篠山市障がい者スポーツフェスティバル、グランドゴルフ大会等

文化・芸術：ふれあい劇場、障がい者作品展等

生涯学習：「丹波青い鳥学級」（視覚障がい者対象）、「丹波くすのき学級」（聴覚・言語障がい者対象）等

